

献上桃の郷。



こおりまち

桑折町

令和 8 年度

放課後児童保育児募集要項



問い合わせ先

桑折町児童館	☎582-1500
むつあい子どもクラブ	☎582-5425
はんだ子どもクラブ	☎582-3006
だんざき子どもクラブ	☎582-2565
教育委員会 教育文化課	こども教育係
	☎582-2403

桑折町教育委員会

町立小学校に就学している児童を下校後から最長で午後7時まで保護者に代わって保育します。

施設名及び開設日時について

施設・児童クラブ名	場 所	対 象 学 校
桑折町児童館 こおり児童クラブ・こおり第2児童クラブ	桑島三2-7	醸芳小学校
むつあい子どもクラブ	大字成田字小峯14	睦合小学校
はんだ子どもクラブ	大字南半田字八反田5-1	半田醸芳小学校
だんざき子どもクラブ	大字下郡字下郡前4-2	伊達崎小学校

※保育場所は、変更になる場合もあります。

※土曜日は、桑折町児童館で4地区合同保育となります。また、幼稚園預かり保育も一緒に行います。

登校日(月曜日から金曜日)	小学校下校後から午後7時
土曜日、長期休業日、振替・臨時休業日	午前7時30分から午後7時

※国民の祝日に関する法律に定められている休日及び日曜日並びに年末年始の期間(12月29日から1月3日までの6日間)及びお盆の期間(8月14日から8月16日までの3日間)は実施しない。

令和8年度 常時放課後児童保育児童を募集します！

◇申込期間 令和7年11月17日(月)～28日(金)

対象児童

保護者及び同居または近くに住んでいる祖父母が以下の要件を満たし家庭での保育が困難な児童

○就労・就学等しており下校後帰宅しても留守

○病気や心身に障がいをもっている

○祖父母が概ね70歳を超えているために、保育が困難とみなされる場合

※保護者が求職活動中の児童は対象となりません。

※保護者以外に同居している親族がいる場合は、その親族が保育できない理由を「利用申込書」の「希望する理由」欄に記入してください。

利用期間

利用要件	利用期間
就労、疾病・障がい	当該年度の3月31日まで ※ただし就労期間が年度途中で終了する場合はその日まで
就学・職業訓練等	卒業(修了)する日まで

募集人員

施設	桑折町児童館	むつあい子どもクラブ	はんだ子どもクラブ	だんざき子どもクラブ	合計
募集人員	90名	30名	40名	30名	190名

申込み

受付期間 令和7年11月17日(月)～28日(金)※土曜日、日曜日を除く
受付時間 午前11時～午後2時、午後4時～午後6時
受付場所 保育の利用を希望する子どもクラブ **※新1年生の申込み受付場所も同じです。**
提出書類 **鉛筆書きでの書類提出は不可**

①放課後児童保育利用申込書※

②保育を必要とする事由を証明する書類(就労証明書等)※ ※現在、放課後児童保育を利用している方も提出
両親分を提出してください。同施設へ兄妹等が同時に申込む場合は両親分各1部ずつの提出となります。
**就労証明書の雇用期間が利用開始前(令和8年3月31日まで)に終了する方は、必ず「就労証明書の備考欄」に
契約更新の有無について記載するよう、雇用主に伝えて下さい。**

③納税等口座振替依頼書 ※既に保育料の口座振替をされている方は、提出不要です。

また、ゆうちょ銀行を利用する方は、直接郵便局へ提出してください。(通帳、銀行印も持参してください。)

④委任状(習い事等) ※保護者の送迎が原則ですが、保育施設から直接、習い事等へ行く場合は、習い事等の
職員が施設へ迎えに来る場合に限り、保護者等の迎えとして取り扱います。委任状は、各保育施設にあります。

注意事項

◎**書類が全て揃ってからの受付となります**ので余裕をもって申込みください。

(①②は必ず提出し、③④は必要に応じて添付)

◎全ての書類は、**事実に基づき正確に記入し、申込みしてください。**内容が事実と異なる場合は、承諾を取り消す
こともあります。

◎申込み児童の家庭で保育料の**未納がある場合は、完納してから申込み**をしてください。

◎申込み内容の変更や利用を取りやめる場合は、速やかに放課後児童支援員に連絡してください。

日程

令和8年2月下旬 4月より保育を利用する児童に「放課後児童保育利用承諾書」を配付
・新1年生は幼稚園、継続利用児童は子どもクラブを通して配付します。
・新規利用児童(新2年生～新6年生)はご自宅へ郵送します。

令和8年4月1日(水) 保育開始

**※年度途中に保育の利用を開始する児童については、利用する前月に小学校を通して「放課後児童保育利用承
諾書」を配付します。**

保育料等

保育料 ※令和8年4月中旬に各子どもクラブを通して、保育料決定通知を配付します。

各月初日の利用児童の属する世帯		利用時間別保育料 (月 額:円)		
区分	定 義 ※税額は、住宅借入金等特別控除適用前の額で算出	午後6時まで	午後6時30分まで	午後7時まで
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	0	0	0
2	前年度の町民税非課税世帯	1,000	2,000	3,000
3	前年度の町民税課税世帯	2,000	3,000	4,000
4	前年度の町民税所得割課税世帯	2,500	3,500	4,500
5	前年分の所得税課税世帯	3,000	4,000	5,000

保育料は、保護者の所得税・町民税額により決定します。保育料を算定する際、所得税・町民税の課税状況が分かる
書類の提出をお願いすることがあります。なお、未提出・未申告により税額が確定していない場合は、区分5の保育
料となります。

おやつ代 平日 月額 2,000円 (土曜日利用時のおやつは持参いただきます。)
※各放課後児童保育で現金徴収します。

その他

- 家庭の状況に変更があった場合や利用を取りやめる場合は、速やかに支援員に連絡ください。
- 放課後児童保育利用承諾決定の際、支援員、教育文化課職員による聴き取り調査を行うことがあります。
- 申請内容に虚偽があった・事実と相違した場合や、申請内容に変更が生じたがその連絡がなかった等の場合は、放課後児童保育利用承諾を取り消すことがあります。
- 学童保育は、家庭で保育できない児童が利用する所です。家庭での保育が可能な場合は家族で過ごしていただき、適切な学童保育利用をお願いします。

臨時放課後児童保育について

町立小学校に就学している児童を対象に保育の理由は問いませんので、常時放課後児童保育に登録しなくても放課後児童保育が利用できます。急用などで一時的に保育が受けられない児童や、保護者の就労等で家庭での保育が受けられない児童を臨時に保育します。

※利用日数が月12日を超えて継続的な利用が見込まれる場合は、常時登録をお願いします。（常時登録をするには条件があります。）

提出書類

臨時放課後児童保育利用申込書 **※鉛筆書き・コピーでの書類提出は不可**

※各子どもクラブに臨時放課後児童保育利用申込書がありますので、申し出てください。

なお、保育の利用を希望する子どもクラブで、午前11時～午後2時・午後4時～午後6時に受付しますので、臨時保育を受ける**前日までに、必ず書類を提出**してください。

保育料等

保育料は、翌月に発行する納付書により現金での納入してください。また、平日のおやつ代日額100円を各子どもクラブで現金徴収します。（土曜日利用時のおやつは持参いただきます。）

区分	保 育 料(日 額:円)	
1	平日	300
2	土曜日、長期休業期間、学校の振替休業、臨時休業日	500